

162
285

金城案内

全

024842-000-2

特14-179

金城案内

笠原 保久／著

M25

ADC-2124



目 錄

金城經歷

巡覽順序

築城略記

本丸

天守

城主

西之丸

深井丸

二之丸

三之丸

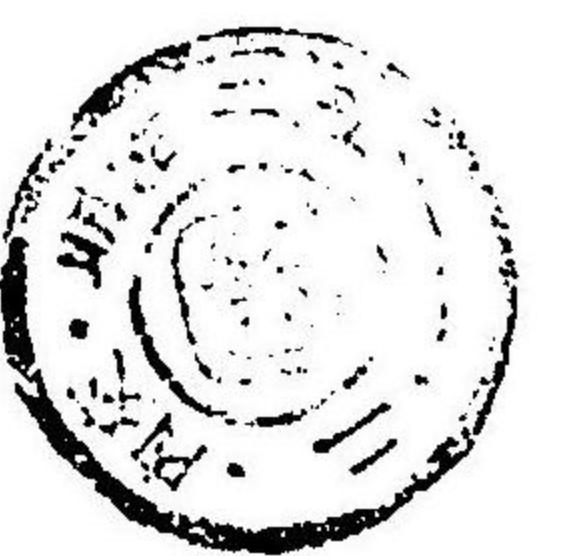
軍營

練兵場

射的場

觀兵式

招魂社

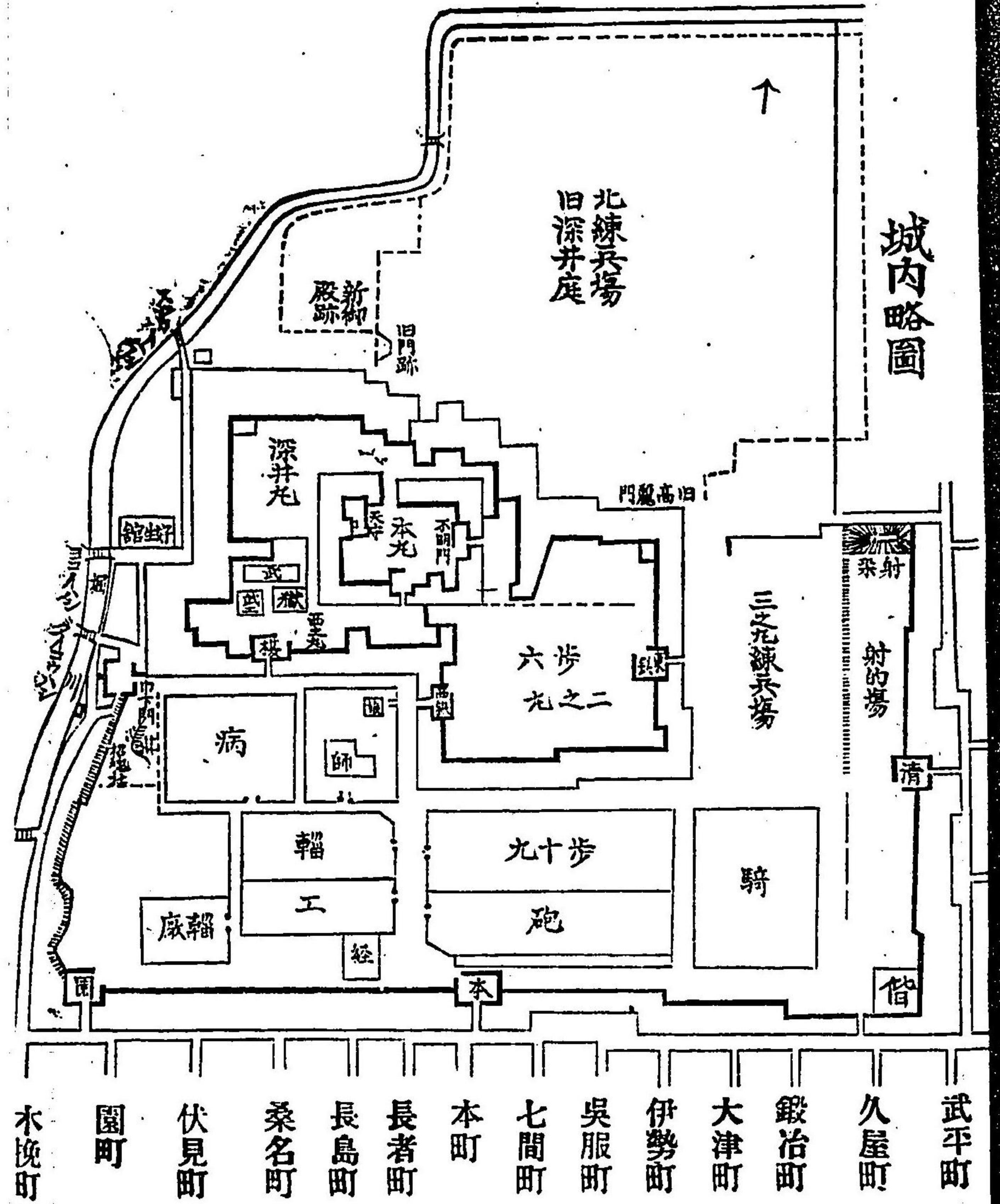


金城案内

●金城経歴

名古屋城は慶長十五年、贈太政大臣徳川家康公、其子義直卿の爲め城く所にして實に當時の西鎮たり、此地元と古城あり、今川氏豊、織田信秀、其子信長等居り、古名柳之丸、和泉守盛は世へ呼んで之を柳城と云ひ、天守閣に金輪あり、故に又金城と號せ、是よ北高陽に據り、南は海路、四方平衍實に金湯の地たりと、公其議と嘉納し築城の令を出す奉行五名、親近の牧伯二十名、之に從事一、本丸、二之丸、土工は凡ろ半歳にして竣工し、本丸内の諸殿櫓門は、十六年中に大略落成し、十七年正月、其祝と爲す、天守閣は加藤清正を等築し、五層の櫻閣、高十六丈餘、沓形に金輪一雙を揚げ、今尙依然として金輪舞と稱る、義直卿の子孫之を世襲し、年を閱する約ろ二百八十、明治四年七月、藩を廢し、縣を置く、五年多く諸國の城を廢毀す、本城は存して陸軍省に屬す、六年一月、六鎮を設るに當り、名古屋鎮臺を置く、今は第三師團たり、城内の舊殿は概

國 立 台 灣 大 學



●巡覽順序

く、内外人の縦覽する者、殆んど踵と絶す、誠に天下の名城と謂ふ可し。

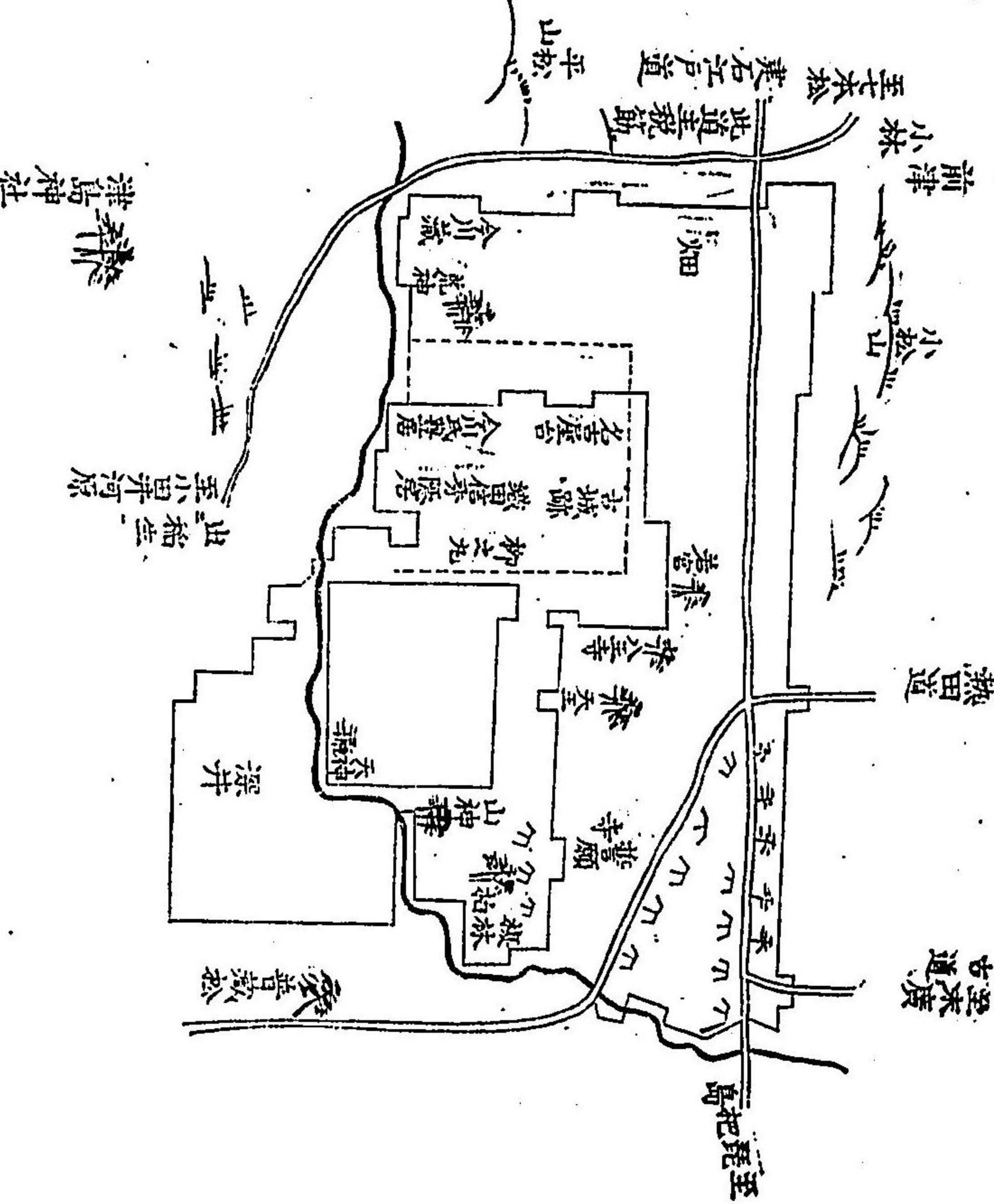
●巡覽順序

本城は南に二門あり、之と本町門、閑門と云ふ、故に熟田地方より来る者は、本町門、篠嶋停車場より来る者は閑門に入ると便とす、西は巾下、東は清水、北は高麗門あり、故に琵琶島方位より来る者は巾下門、瀬戸、小牧の方向より来る者は清水若くは高麗門より入るを良とす、故に本城を巡覽せんと欲する者は、能く此諸門を記憶して車夫に其進路を示し、或は路人に之を問べし、然る時は捷路を経て速に城内に達すべし。城門は常に開放しあると以て、城内の巡覽は最も便なり、然ども天守閣を拜覽せんと欲する者は、之と師團司令部へ出願し、兵營の軍人に面會せんと欲する者へ、之を其門哨兵へ申出て許可を受くべし、其際は宿所姓名を明記し、面會なれば、面會すべき軍人の隊號姓名をも記入したる名刺を出そ其來意とも明瞭に口述するを良とす、又招魂祭の時は切符を下付一て、天守閣の縦覽を許さるゝ事あり、鍊兵場の通行も演習せらる。

圖

第二

古里
道廣



中と除くの外は差支へなからべし、射的の時には土居上へ赤色の標旗を植つ、注意すべきことなり

●築城概略

本城は慶長十五年二月に起工す、此地元と那古屋臺と稱する丘阜たり、家康公親しく繩張を監視し、且つ注意と興へ、舊阜の形狀に據りて築城せり、其繩張は凡そ第二圖の如し

石垣築造、本丸の南面へ、加藤左馬助嘉明、黒田筑前守長政、前田筑前守利光、寺澤志摩守廣高、淺野紀伊守幸長、山内土佐守忠義、細川越中守忠興、稻葉彦六曲道、北面は前田利光、加藤嘉明、生駒左近大輔正俊、毛利長門守秀就、峰須賀阿波守至鎮、山内忠義、東面は淺野幸長、細川忠興、鍋島信濃守勝茂、池田三左衛門輝政、西面は細川忠興、寺澤廣高、淺野幸長、生駒正俊、南升形は田中筑後守忠政、不明門升形は黒田長政、天守臺東側升形は福島正則、西之丸深井丸の南面は鍋島勝茂、福島正則、寺澤廣高、毛利秀就、黒田長政、前田利光、金森出雲守可重、木下左衛門大夫延俊、毛利伊勢守高政、細

川忠興、山内忠義、生駒正俊、池田輝政、蜂須賀至鎮、西面は鍋島勝茂、淺野幸長、池田輝政、加藤嘉明、生駒正俊、毛利秀就、田中忠政、寺澤廣高、蜂須賀至鎮、山内忠義、福島正則、北面は黒田長政、木下延俊、細川忠興、池田輝政、生駒政俊、福島正則、鍋島勝茂、淺野幸長、山内忠義、蜂須賀至鎮、金森可重、東面は黒田長政、稻葉典通、山内忠義、細川忠興、二之丸西面は加藤嘉明、山内忠義、池田輝政、蜂須賀至鎮、鍋島勝茂、東面は黒田長政、浅野幸長、金森可重、細川忠興、南面は池田輝政、黒田長政、毛利高政、稻葉典通、北面は鍋島勝茂、黒田長政、寺澤廣高、細川忠興、金森可重、榎多門は福島正則、西鐵門は池田輝政、東鐵門は浅野幸長、其前門の橋臺は黒田長政之を分擔築造す、普請の奉行は山城宮内少輔忠久、瀧川豊前守忠征、牧助右衛門尉信次、村田權右衛門の四名にして、經營奉行は佐久間河内守政實なり、此佐久間瀧川の兩侯は曾て伏見城經營の奉行を勤め一と云へば、築造の事には老練なるべし

本城の總坪は三之丸天守と除き、凡そ二万二千三百八十三坪にて、築城諸侯の總祿高は五百八十六万七千四百五十八石三斗なり此の祿高を以て總坪を除する時ハ一万

石に付、三十八坪一步程に當る、以て諸侯が築城の難易を推知するを得べし、天守は清正獨りぞ營進なれば爰に算せず

●本丸

本丸は周廻凡そ四百十八間にして、方形を爲と、外圍は繞らすに濠と以てし、其石垣高さ八間乃至十間、濠の上巾七間乃至十一間半、底巾四間半乃至七間半、其石垣上へ總多門と設く延長三百十四間、其西の小天守の脇より起り、南へ四十六間に一て隅櫓あり、是より東に走せ六十二間にして南一之門に至る、此門十三間を過て凡そ十八間乃處に隅櫓あり、其延長百六十五間、之を具足多門と稱し、多く具足と納む、是より北へ二十間、之を鎗多門と云ひ、鎗長刀番鎗と納む、内に信長の鎗五百本あり、しと云ふ、此多門の北二十間と旗多門と云ひ、旗幟に竿竹を納れ其北に荒和布多門、其北に隅櫓あり、其西と備多門と云ひ、兵餉を納むる處とす、隅櫓の構造は初重二重共南北七間、東西六間、其上へ南北五間、東西四間の一棟を設け、外面二重の如く見ゆるなり、櫓内に多く衣類珍品遺物等を納む一と云ふ、而して是等の物品は維新開城の時、皆

取出して今ハ一物もなく、師團各隊の倉庫に代用せり。舊殿は今尙存在すと雖も古体の變へたる處少からず、此舊殿は石垣を積み終りたる後、慶長十七年正月より建築に着手し、十八年中に表向丈け粗ほ落成し、十九年に及て奥向も完成し、廿年、即ち春、竣工の祝會を爲せーと云ふ、今日見る處に依れば御殿は東西に大別し、西殿を大奥とも云ふべきが、其東殿は南一之門、舊鎮臺門を入て式臺あり、式臺の北に玄關あり、其南入側より大廊下と過ぎて西より東へ一、二、三の三間あり、一之間の北に廣間あり、其西に對面所あり、是より西殿に入る、重なる室は、梅之間、孔雀之間、柳之間、白書院（一之間、二之間、三之間、四之間、一名稱）黒木書院等あり、以上の諸間、廊下、椽側等の襖障子腰張、杉戸桟には古体の名畫あり、其筆者は狩野興意、同永徳、同空之助、右京永眞、狩野興也、同興益、其他探幽、土佐、松榮、古左京光信等にて其畫は、竹に虎、或豹、麝香猫、蝙蝠、松に鳥、蘇鐵、浮世畫、降雪の柳に鶯、猿猴、花鳥、山水、花葵、朝顔、芍藥、柏に梟、大和竹雛の類にて名畫多し、對面所の畫は四方一面にありて上中下に分れ、三枚乃至六枚續ど一、尤も名畫の譽れあり、此内對面

所と黒木書院へ清洲より遷一たる者なりと云へり、其作り方、松の柱に杉の天井、眞に古体なり、其畫も亦淡彩にして頗る古風に見ゆ、一說に黒木書院の畫の古法眼越前守元信、或は其弟雅樂助なりと云ひ、又對面所の畫は都て人間四季の行事みて地の金泥の霞、筆者は浮世久平と云ふ、蓋し元信の畫は清洲にて成りし者ならむ、本殿創建の時は已に故人なれどなり、然るに白書院上段より三間までの彫物間等は左甚五郎にして下繪は元信なりと云ふ、其元信こそ怪しけれ、甚五郎は當時廿一歳の少年ぶり、此彫物は諫鼓にして之を帝諫の間とも云ふとかや、各室の畫と彫物は種々其數多い、只其一二の例を擧るのみ

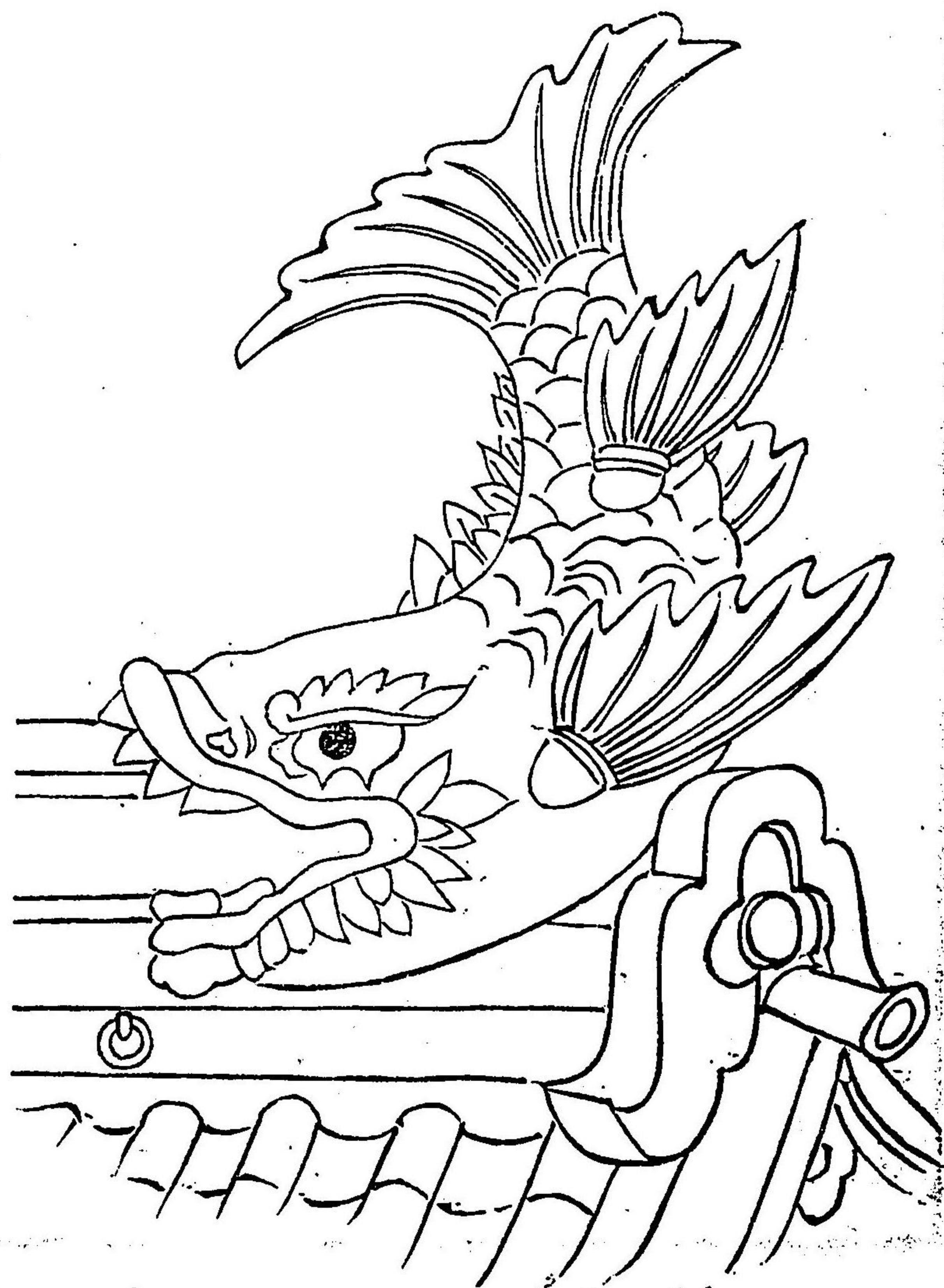
此殿内には城主の祖先たる義直郷が創營より元和六年まで住みたまひ、其後二之丸の新殿へ移り爾後代々の城主皆二之丸に在て、本丸に居らず、本殿の屋根は始めコケラ葺きなりしが享保年中瓦屋根に改めたりと云ふ今は唯書院の間にのみ疊を敷けり

●天守閣

天守は加藤肥後守清正の築く所、大小二閣あり、本丸の西北隅に位す、此に至るには

櫛多門を入り右折東行本丸の南門を経て舊吹貫門より迂廻するなり、小天守は土臺の石垣東西十七間南北十二間四尺、高四間三尺、此所に天守臺一層南北に屋根を置き、八棟の略形を成し、大棟は東西に亘り、簡瓦と云る大形の土瓦と以て葺き、其兩端に土驅相對立す、臺内に金藏三所あり、代米金を納むる所とす、初重は長十三間、巾九間、其周圍に板椽あり、其巾二間、内部を分て五室とす、二重は東西九間、南北五間、四周同一く板椽を施す、内部は二間なり、元と疊を布く、十二疊一間、十六疊一間とす、此には城主普代の着類を納め置きし所なりと云ぬ、一説には此小天守元と清洲城の天守なりとされ、織田信雄侯の建築せしものか、其以前は巍然たる樓閣の在りし事なればなり、大天守は小天守の北に接し、兩閣南北に相對す、小天守より大天守に至る橋臺あり、長十一間三尺、巾二間、是を渡れば大天守に入る、大天守は五層の高閣、地面より土臺まで、高六間五尺、濠底より土臺迄十間五寸、土臺より五層の棟まで、十七間四尺七寸五分あり、即ち東面と地面より高廿四間三尺七寸五分、西面は濠底より高廿七間五尺二寸五分なり

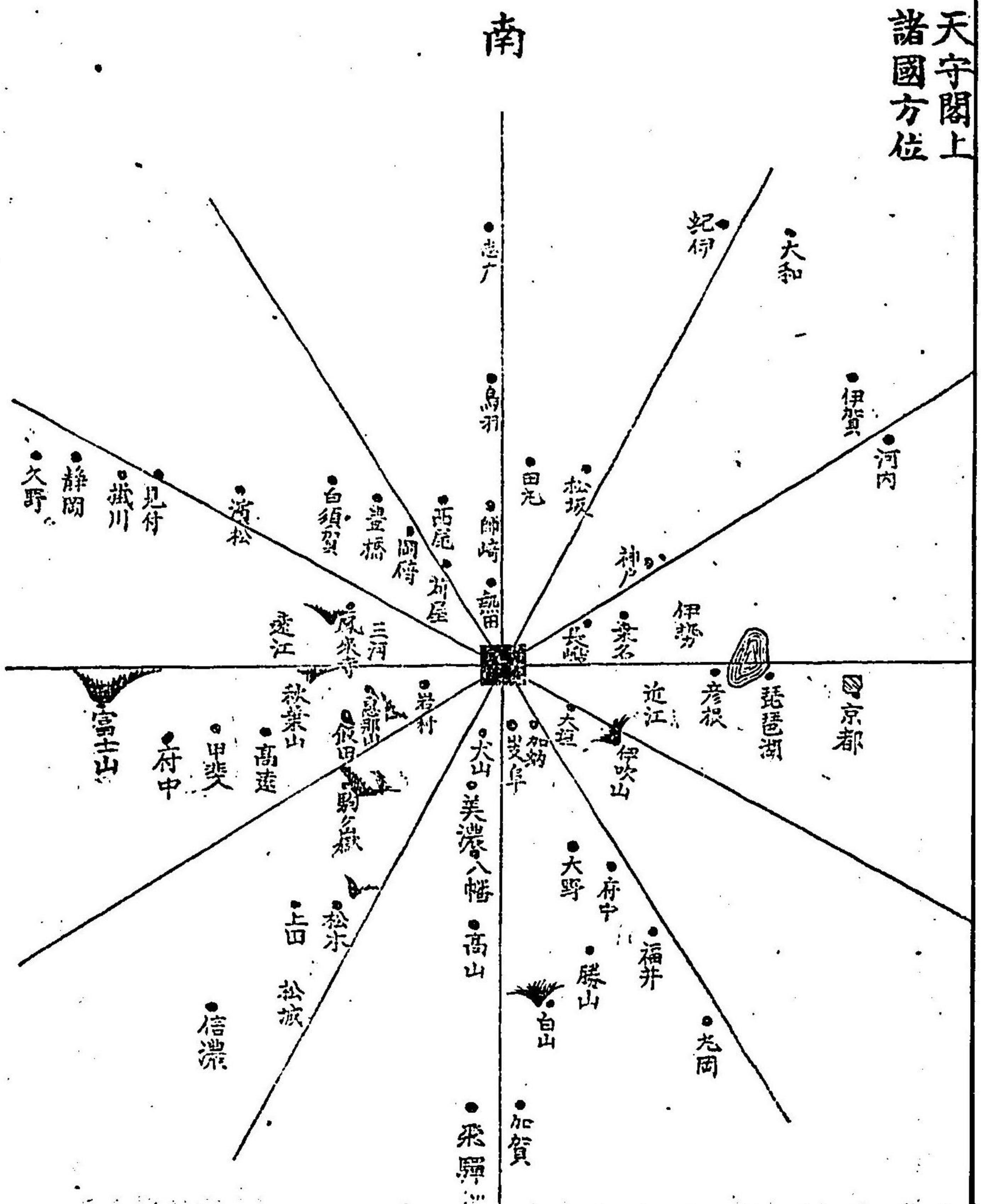
第三圖



土臺石の胎内は、窪ませて物置の倉庫とし、古名之を石藏と云ふ、其土臺へ五層の樓臺と建つ、樓の外面は白壁なり、初重より、二重迄は一屋の如く柱々直立す、二重より屋根の形ち現はれ、三重より臺幅と縮小して屋根形漸く正し、屋根は二重より以上悉く銅瓦なり、毎重八棟形の壇は屋根の破風、懸魚共木地の面に滅金の紋を附す、五重の屋根には實に天下無双の金鱗を沓形に上け雌雄南北に相對す、其黃金は合計一千九百四十枚にして之と其時的小判と爲モ時は凡一万七千九百七十五兩なりと云ふ、南鱗は總高八尺三寸、尾の開き五尺二寸、胴周ハ尺五寸、鱗二寸五分乃至六尺五分、眼五寸八分、耳一尺七寸、眉一尺七寸、齒上下各八枚、上齒二寸五分に四分、下齒三寸五分に五分、前齒六枚、二寸五分に一寸八分、脊長三尺六寸五分、下腮より胴の中央迄六尺五寸、尾長二尺三寸、鱗長三尺六寸、北鱗は南鱗と其形体大同小異、第三圖は南鱗なり天守の土臺は十三室に分ち、穴藏四、朱藏一、金藏一、用藏一、板敷一、廊下二、鉛磚一、升形磚二と爲す、此板數は世に有名なる黃金水の井戸のある處なり、始め濁水にて飲用に適せど、清正黃金と投し終に清水に化す、故に此名ありと云ふ、鉛磚の鉛は方形

四 筲

百九十五枚、三角形三十一枚、合計の重量一千百廿四貫八百五十九匁なりと云ふ、今
は全く無し、初重は南北十七間三尺二寸、東西十五間三尺二寸、高サ二間、内部を十室
に分つ、十八疊、四十二疊、一、廿八疊、三十疊、三十六疊、十四疊、合計二百
三十二疊、其外板敷の物置あり、二重は廣さ初重と同じ、高サ初重より一丈二尺九寸、
内部十室に分る、十八疊四、四十疊三、三十疊三、三重は南北十三間、東西十一間、二重
より高サ一丈二尺六寸、内部を九室と爲す、十二疊二、十六疊三、十八疊二、廿四疊三、
室なり、四重は南北十間、東西八間、三重より高サ二丈四尺九寸、内部は廿四疊三、廿
二疊一と三室に區分す、五重は南北八間、東西六間、四重より高サ二丈二尺八寸、地面
よど十一丈四尺八寸、五重より其天井まで一丈三尺、桁の上端迄一丈四尺五寸、内部
を四分し、各室十二疊とす、四方の景色頗る美なり、天井は白木の小組、其縁を黒く
し、滅金の紋を附す、頗る優美なり、開城前此室に一櫃あひ、曰く清正の肖像、否神君
の甲冑と、一と神君の軍法書否義直郷の軍書令鑑と、世說書々共實を知る者なし、是
れ城主の親封にして世に傳ふる名城の不審箱なり、思ふる非常の警備書にあらざ



北

るか、又此室に望遠鏡と方位圖とあり其大略第四圖の如し

天守每重の四周には武者返或は附坐あり、又室外は悉く板様なり、此天守に關する統計を擧れば、初重より五重まで平坪千十二坪、階段百十九、窓二百十八、屋瓦十六萬九千三百八十六（銅瓦は一千一百七十三、疊九百四十枚）

●城主

城主は徳川大將軍の至親なる三家の主位に在りて、姓徳川を稱す、其祖義直卿より世を繼ぐ總て十八世、即ち左の如し

第一 義直	第二 光友	第三 綱誠	第四 吉通	第五 五郎太
第六 繼友	第七 宗春	第八 宗勝	第九 宗睦	第十 齊朝
第十一 齊溫	第十三 齊莊	第十三 麗臧	第十四 麗勝	第十五 茂榮
第十六 義宣	第十七 麗勝	第十八 義禮		

●西之丸

西之丸は本城の西南に位し、南北凡そ八十間、乃至四十間、東西凡そ九十五間、乃至三

十八間とす、其西南に櫓多門あり、今第三師團の武庫、火薬庫の哨所たり、此門より東は、本丸に至る通路にて土居下に梅林あり、北方には武庫及監獄あり、昔は此地に御用藏四所あり、其他は多く竹藪又は芝生にてありしと云、此丸周圍にも元と隅櫓多門の設けあり、其構造約そ本丸に似たり、武庫の西に在りし月見櫓は近年迄存生せしも明治廿四年十月の震災に大破し廿五年の夏、終に之と取除けたり、故に今は舊物皆無となりぬ

●深井丸

深井丸は本城の西北に在り、往昔此地は那古屋台の北陰にて、沼深し、故に松など多く容れて築きしを以て此名ありと云ふ、南は西之丸に對し、東は本丸の濠を境とし、南北凡そ九十六間乃至六十間、東西凡そ九十八間乃至三十間とす、其周圍濠上に多門、矢倉あり、西に鑄多門、北に弓矢多門、是なり、此多門は最も堅固に建て砲狭間、矢狭間を設く、其高さ七間乃至八間とす、櫓は成亥と曰寅とに一所あり、是も弓砲戰闘に至適の構造、其形は前記の櫓と大同小異なれば、詳記せむ、而て多門は悉く取拂ひ唯

其跡を留むるのみ、丸の内には、元と穴藏、旅藏、磨藏、大筒藏、北穴藏、等孰れも戰具を納めたりしと云ふ

一一之丸

二之丸は本丸の東南に位し、地廣く南北凡そ百八十二間、東西凡そ百六十五間の長方形なり、西に西鐵門、東に東鐵門あり、今は歩兵第六聯隊の屯營たり、此丸へは元和四年頃より新殿と建つ、廣大盛美、本丸殿宇の上に出つと云ふ、今は建物なし、唯北部に舊庭を存するのみ、此庭頗る美景にして山池草木當時の豪を想見するに足る、殿宇の構造等は今存在せざれば之を略一ぬ

西鐵門の舛形は其石垣南十三間三尺、東十六間、東鐵門舛形は南十一間三尺、西十七間三尺、正面巾は兩門とも凡そ十五間乃至十六間、高三間三尺なり、門扉は長一丈五尺、巾七尺八寸、斗り、總鐵張にして大鉄を打つ、其左扉に潜戸あり長さ凡そ三尺五寸巾二尺二寸とぞ、今は鐵板の剥れたる所、鉄釘の脫したる處少からず、門前の橋台長十間、其兩側は石垣なり

三之丸

三之丸は東西凡そ八百七十間、南北凡そ四百三十八間、不正の長方形を成し、本城の南郭たり、西北隅に巾下門、西南隅に園門、南中央に本町門、東中央に東大手門等あり。郭内には兵營あり練兵場、射的場、招魂社等あり、舊此内にて、重臣の邸宅ありしと云ふ、兵營を設るに當て漸々之を廢毀し、今存する者殆ど無し、此郭の諸門の樹形のみ石垣にして其他は土居なり、園門附近より本町門の東迄土居上に老松あり、一目懷舊の情あるな。

●軍營

木町門を入りて東側に野戰砲兵第三聯隊、歩兵第十九聯隊、西側に經營部、工兵第三大隊、輜重兵第三大隊、其北面に第三師團司令部、師團の北部に第五旅團司令部、西隣に名古屋衛戍病院、病院の南方、園門内に輜重兵、二之丸内に歩兵第六聯隊、三之丸東南隅に偕行社あり、而て監督部、軍法會議、名古屋大隊區、及監視區等は皆師團構内在り、兵營の創設は各隊前後あり、歩兵第六聯隊は明治四年八月、其次是工兵とし、

砲兵は十一年十一月、輜重兵は十三年三月にして屢々編成を替へ隊号を改め終に今日に至れるなり、師團旅團の司令部、歩兵第十九聯隊は共に十八年六月頃にして騎兵は廿四年十一月頃なり、今は師團の編成も殆ど完成したるが如き、兵營には集會所あり、酒保あり、至便と云ふべし、營内兵舎、清潔にして整備し、參觀の内外人、嘆賞せざるなし、誠に國家の干城たり

●練兵場

練兵場は兵營創設の際、三之丸東部に開き、其區域は今の騎兵門前の道路より以北にて頗る狭かりしかば、其後歩兵隊を増設するに際し南方土居下まで廣めたり、其後更に諸兵を増し、騎兵營を新設するの計畫ありて城北へ一大練兵場を新作し、廿三年四月大演習の最終に於て始みて此に觀兵式と執行し、開墳式とも云ふべき盛典なりし、此時高麗門も今の如く平坂に改築したり、現今は三之丸練兵場は騎兵營の爲に小縮して再び舊形に復せり

●射的場

射的場は三之丸東部土居下に在り、舊射梁の制頗る卑狹なり。一のバ、十二年三月之と増築し、三百碼までの射的を爲し、其後十六年三月、更に的阜を増築し、終に八百碼までの射的を爲すに至れり、然れども今は建築物の爲に再び縮小せられ、中距離外の射擊は大概小幡原に於て施行せらるゝが如し、十二年増築の紀功碑は其頃歩兵第六聯隊長たり。佐久間大佐、之を東方の土居上に建てたり。

●觀兵式

觀兵式は十一月三日天長節、二月八日陸軍始めに於て舉行し、其他臨時の觀兵式あり。例ハ天皇后宮皇太子臨御貴族來營師團長新任等の時に於て施行せらる尙隊長の就任布達、敘勳式等には分列式を行ひ、將官の檢閱の時には閱兵式を行ふことあり、今ハ師團の全兵を擧て觀兵式を施行し、頗る盛典なり、此の擧ある時は、廣き練兵場も拜觀者山をなー、雜沓を極む、是迄に舉行せられたる盛大なる觀兵式は明治十一年十一月廿七日、廿年二月廿二日、及廿三年四月三日、天皇陛下の臨御し給ひ一時なり。就中廿三年は海陸兩軍の大演習舉行の終りにして、其兵員ハ第二第四の兩師團と近

衛兵にてあすよかば、城北練兵場も狭きが如くなりし、四万の兵は隊伍整肅、十餘旒の軍旗は清風に翻へり、陛下親しく巡観し、諸兵敬禮と行ひ喇叭を吹奏し、拜觀の庶民山の如く、誠に特書すべき盛舉なり。

●招魂社

招魂社は市下門坂上の南側に在り、西南の役に戰歿しる士卒の英靈を齊祀する所也爲する紀念碑ニ基あり、丘上にあるものは、有志の軍人、丘下にあるものは、安堵縣令の建る所なり、祭典は毎年十月十二月若くは十二月乃交に於て執行し、祭主は時の師團長が副祭主、族團長之を勤むるを以て殆んど定例と爲すが如し、其他の細務は將校士卒之を分擔し、神殿係あり、接待係あり、花火係あり、角紙係あり、競馬係あり、總て注意周到、百事懇切なり、祭日は群集は雜沓を避る爲め、神殿を假て練兵場へ設け、以て參拜の便と謀る、是れ注意の到れるなり、參拜の順序は軍人軍族、縣官裁判官、戰死者遺族、新聞記者、庶民とす、軍人は皆正裝し、軍隊は通常中隊毎に中隊長之と引率し、神前に至て拜神の敬禮と行ふ、正衣の金線、胸間の繩子、反射互映して煌々たり。

隊伍嚴肅敬禮至重、幾方の參拜者、肅靜して人語なし、以て九泉の下、英魂を慰するに足るべし。

神殿乃周圍は、紅白の幕を以て掩ひ、山海の供物、巧案の造物あり、殿外は數丁の間種々の奉納物を植立し、旌旗建物、林の如く山の如し、興行物には、競馬、擊劍、打毬、大弓、角力、棒手等あり、煙火は晝夜殆ど間断なく打發し、孰れも新案巧妙を極む、露店の飲食物、玩弄物、觀覽物等にして道路の兩側に幾百となく、密着接續し、殆んど立錐の地なし、參拜の群衆は、幾万となく、老を扶け兒女を携へ、遠近相集り、人肉壘を成じて廣き城内も溢るゝ許り、殊に競技の勝敗、煙火の開發にて、人情の感一易き者にて、拍手喝采、山の崩るゝが如く潮の溢るゝに似たり、然れども是れ奢戯に非ず皆忠魂の威靈に出る所か、徒らに此の外形を觀過して、敵愾の志と振はざる者ゝ人に非ざるなり。

金城案内終

明治廿五年十月十六日印刷

十月十九日出版 定價三錢

名古屋市北鷹匠町百十八番戸

笠原保久

版權登記
金

所有

著作兼
發行人

印刷人

田中久文

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三